

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市印鑑条例の一部を改正する条例【総務市民局市民部区政推進課】 2
- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政・変革局税務部税制課】 3
- 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局総務企画部企画調整課】 12

◇ 告 示

- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課】 13
- 指定居宅サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課】 14

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿に異議の申出がなかったこと及び選挙すべき委員の数等【都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室】 15
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局総務部保険年金課】 16

◇ 雑 報

- 医療機器調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局経営企画課】 19

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 3 号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号中「いい」を「いう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち」に改め、同項第 2 号中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 4 日から施行する。ただし、第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 4 号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条の 3 第 3 項各号列記以外の部分中「（当該金額が当該納税義務者の第 2 0 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する金額を超えるときは、当該 1 0 0 分の 2 0 に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第 2 0 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する金額と 1 5 4 万 4 , 0 0 0 円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第 2 6 条第 1 項ただし書中「及び第 2 7 条の 3 第 1 項」を「並びに第 2 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 4 号」に改める。

第 2 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）（」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 2 7 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 2 0 3 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第 1 1 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 9 0 0 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が 9 5 万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第 3 号に

において同じ。) (退職手当等(第41条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第27条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第51条中「または」を「又は」に改め、「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第6条の3中「から令和9年度まで」を「以後」に、「第4条第5項第3号」を「第4条第9項第3号」に、「及び同項第4号」を「、同項第4号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び同法第2条第17項第3号に掲

げる医薬品を」に改め、「支払った場合」の次に「（同項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）」を加える。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4各号列記以外の部分中「（当該金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の2の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と154万4,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

付則第7条の5中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての第22条の3第1項及び第3項並びに前条の規定の適用については、当分の間、第22条の3第3項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

付則第8条中「平成50年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84

・「95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

付則第9条の2第10項中「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第12項中「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第13項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同条に次の1項を加える。

22 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第15条の5第1項及び第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「令和11年3月31日」を「令和13年3月31日」に改め、「課する固定資産税の税率」を削る。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項前段中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に改め、同項後段中「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第23条の3第1項中「同項第4号」を「同条第5項第4号」に、「同項第6号」を「同条第5項第6号」に、「次項において「特定非課税累積投資契約」を「以下この条において「特定非課税累積投資契約」に、「同条第1項」を「同法第37条の14第1項」に、「附則第18条の6の2第3項」を「

附則第18条の6の2第4項」に改め、同条第2項中「同項第5号」を「同条第5項第5号」に、「同項第7号」を「同条第5項第7号」に、「同項第8号」を「同条第5項第8号」に、「この項において同じ」を「この条において同じ」に、「この項において「払出し時の金額」を「この条において「払出し時の金額」に改め、同条に次の2項を加える。

3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する市民税の所得割の納税義務者の基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、令附則第18条の6の2第4項で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市民税の所得割の納税義務者への返還（租税特別措置法施行令第25条の13第31項で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があった非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があった時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となった非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に

従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があった時に、その時における払出し時の金額をもって当該移管又は返還による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

(5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ（2）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があったものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によって算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の3第3項各号列記以外の部分の改正規定、同項にただし書を加える改正規定、第26条第1項ただし書の改正規定、第27条の2第1項第2号及び同条第5項の改正規定、第27条の3第1項の改正規定、同条第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第5項とする改正規定、同条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定、付則第6条の3の改正規定（第3号に掲げる改正規定を除く。）、付則第7条の3第1項の改正規定、付則第7条の4各号列記以外の部分の改正規定、同条にただし書を加える改正規定、付則第23条の3第1項及び第2項の改正規定並びに同条に2項を加え

る改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 令和9年1月1日
(2) 第51条の改正規定(「または」を「又は」に改める部分を除く。

)及び付則第3条第1項の規定 令和9年4月1日

(3) 付則第6条の3の改正規定(「第4条第5項第3号」を「第4条第9項第3号」に改める部分に限る。) 規則で定める日

(4) 付則第7条の5の改正規定、同条に1項を加える改正規定、付則第8条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、付則第21条の2第2項の改正規定(「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)

及び同条に1項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(個人市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例(次項及び第3項において「令和9年1月新条例」という。)第22条の3第3項及び付則第7条の4の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和9年1月新条例第27条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する令和9年1月新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した前条第1号に掲げる規定による改正前の北九州市市税条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 令和9年1月新条例付則第7条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同

条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 4 前条第4号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例(以下この項において「令和10年1月新条例」という。)付則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う令和10年1月新条例付則第21条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例第51条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び次条において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 この条例による改正後の北九州市市税条例付則第15条の5の規定は、同条に規定する要件に該当する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地並びに償却資産が令和8年4月1日からこの条例の施行の日までの間に取得された場合についても適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市条例第 2 5 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の学校教育関係の表の中学校の項中

「

〃 浅 川 〃	〃 八幡西区浅川学園台二丁目 4 番 1 号	を
---------	------------------------	---

」

「

〃 あいおい 〃	〃 八幡西区相生町 2 0 番 1 号	に
〃 浅 川 〃	〃 〃 浅川学園台二丁目 4 番 1 号	

」

改める。

別表第 2 の社会教育関係の表の視聴覚センターの項中「北九州市八幡西区相生町 2 0 番 1 号」を「北九州市小倉北区城内 4 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の社会教育関係の表の視聴覚センターの項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

北九州市告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月15日

北九州市長 武内和久

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4067 7915 50	ミレア訪問看護 ステーション	北九州市小倉南 区中曾根一丁目 8番11号 セ ジュール柏A1 02号	株式会社ネク サスメディカ ル	令和8年6 月1日
4067 7915 68	あかり訪問看護 ステーション	北九州市小倉北 区江南町2番1 号オールセイン ツ1503号	アンドYOU 株式会社	令和8年6 月1日
4067 7915 76	FORTUNA 訪問看護ステー ション	北九州市小倉北 区篠崎五丁目6 番9号	株式会社FO RTUNA	令和8年6 月1日

2 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 6023 31	デイサービス ヒルズクラブ	北九州市八幡東 区清田二丁目1 2番37号	株式会社颯真	令和8年6 月1日

3 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4065 50	日明ケアプラン センター	北九州市小倉北 区緑ヶ丘一丁目 4番25-20 2号	株式会社三幸	令和8年6 月1日

北九州市告示第 266 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 15 日

北九州市長 武 内 和 久

訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1000 21	門司区医師会ヘルパーステーション「あんしん」	北九州市門司区小森江三丁目 1 番 11 号	公益社団法人北九州市門司区医師会	令和 8 年 5 月 31 日

北九州市公告第441号

令和8年7月10日に実施する北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、異議の申出がなかったため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第1項の規定により公告する。

また、土地区画整理法施行令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数及び北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業施行規程（令和2年北九州市条例第47号）第14条第2項に規定する予備委員の数を次のとおり定めたため、同令第22条第4項の規定により、併せて公告する。

令和8年6月15日

北九州市長 武内和久

- 1 宅地所有者が選挙すべき委員の数 5人
- 2 借地権者が選挙すべき委員の数 3人
- 3 宅地所有者が選挙すべき委員の予備委員の数 2人
- 4 借地権者が選挙すべき委員の予備委員の数 1人

北九州市公告第442号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月15日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 業務名 文書保管用ラック搬入・設置業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和8年9月1日から同年10月31日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

イ 期間 この公告の日から令和8年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。電子メールでの交付を希望する場合は、第4項第7号記載の主管課に連絡すること。

(3) 競争参加の申出書の提出

この広告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、郵送又は持参により競争入札参加申出書を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 郵送による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所に書留郵便により、この公告の日から令和8年6月22日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の提出方法及び提出期間等

第1号アの場所にこの公告の日から令和8年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに持参のこと。

(4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 令和8年6月30日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局総務部保険年金課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2415

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第9号

一般競争入札により、医療機器調達契約を締結するので、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第3条の規程により、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

人工呼吸器ハミルトン C6 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター

(5) 入札方法 一般競争入札により実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 契約規程第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立医療センター事務局経営企画課調達係（電話 093-541-1831）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年6月25日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター事務局経営企画課

イ 日時 この公告の日から令和8年6月25日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告から令和8年6月25日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市立医療センター事務局経営企画課に提出しなければならない。

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年7月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター 別館6階 603会議室

イ 日時 令和8年7月3日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
 - エ 契約規程第9条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者と
する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの
である。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在
地等

北九州市立医療センター事務局経営企画課

〒802-8561 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第10号

一般競争入札により、医療機器調達契約を締結するので、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第3条の規程により、次のとおり公告する。

令和8年6月15日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

生体情報モニター式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター

(5) 入札方法 一般競争入札により実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 契約規程第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立医療センター事務局経営企画課調達係（電話 093-541-1831）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年6月25日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター事務局経営企画課

イ 日時 この公告の日から令和8年6月25日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

(2) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告から令和8年6月25日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市立医療センター事務局経営企画課に提出しなければならない。

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年7月2日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター 別館6階 603会議室

イ 日時 令和8年7月3日午後1時45分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
 - エ 契約規程第9条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者と
する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの
である。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在
地等

北九州市立医療センター事務局経営企画課

〒802-8561 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831